



SEC CARBON

第100回定時株主総会招集ご通知添付書類

第100期
報告書

2019年4月1日 ▶ 2020年3月31日

SECカーボン株式会社

証券コード：5304

ごあいさつ



株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

当社は、2020年3月31日をもちまして、第100期（2019年4月1日～2020年3月31日）の決算を行いましたので、ここに事業の概況をご報告申し上げます。

なお、期末配当金につきましては、株主の皆様のご支援に報いるため、企業体質の強化のための投資等に必要な内部留保を確保しながら、永続的かつ安定的な利益還元を行うという配当方針に従い、前期末配当金から50円増配し、1株当たり150円とさせていただきます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2020年6月

代表取締役社長

中島 耕

第1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済は、米国では景気回復は継続しているものの、米中通商問題、英国のEU離脱問題、中国の景気減速等を背景に、欧州やアジアでは、景気の弱含みが見られ、全体としては、景気回復は弱い動きとなりました。当第4四半期から、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、急速に景気が減速しておりますが、当連結会計年度の業績に対する影響は限定的となりました。

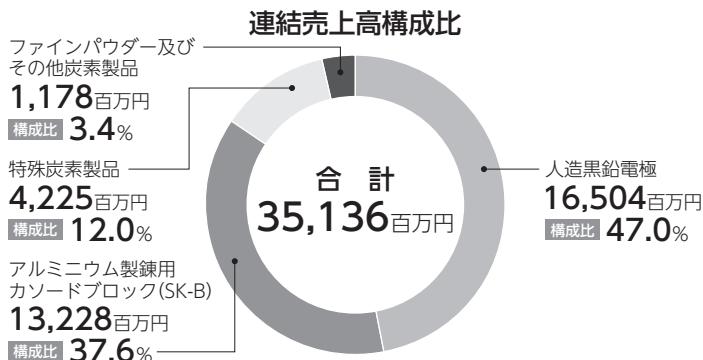
我が国の経済においても、企業収益及び雇用・所得環境の改善は概ね継続しているものの、輸出の弱含みにより、製造業を中心に一段と弱さが増しており、企業の業況判断にも慎重さが見られ、景気回復は弱い動きとなりました。

このような状況下、当社グループでは、コストダウン、製品の拡販及び品質向上等経営体質の強化に取り組んでまいりました。

当連結会計年度では、特に人造黒鉛電極において、電炉メーカーの減産及び電極の在庫調整等により販売数量が大幅に減少したため、売上高は351億3千6百万円となり、前年同期に比べて7.4%の減収となりました。

損益面に関しましては、一般的な製品価格の是正に取り組み、販売価格は上昇しましたが、原料の価格高騰によるコストアップ及び人造黒鉛電極の販売数量減少により減益となりました。その結果、営業利益は138億2千3百万円（前年同期比18.3%減）、経常利益は139億9千6百万円（前年同期比18.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は、96億3千5百万円（前年同期比18.6%減）となりました。

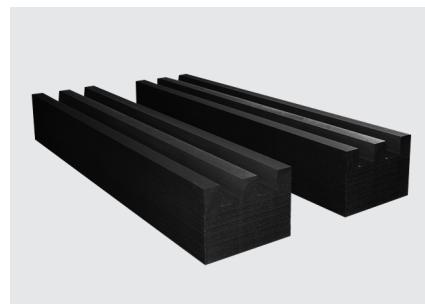
なお、当社グループは炭素製品の製造・販売を主な事業とする単一セグメントであります。当連結会計年度における製品別の売上高については、次のとおりであります。



各製品別売上高の概況

アルミニウム製錬用カソードブロック (SK-B)

アルミニウム製錬会社の底堅い更新需要を背景に、カソードブロックの市況が改善したため、販売価格は上昇しました。その結果、売上高は132億2千8百万円となり、前年同期に比べて39.1%の増収となりました。



人造黒鉛電極

原料であるニードルコークスの価格高騰により製品価格の是正に取り組んだため販売価格は上昇しましたが、国内外における電炉メーカーの減産及び電極の在庫調整等により販売数量は大幅に減少しました。その結果、売上高は165億4百万円となり、前年同期に比べて30.6%の減収となりました。



特殊炭素製品

全般的に特殊炭素製品の需要は好調であり、特に非鉄金属関連の販売数量が増加しました。また人造黒鉛電極と同様に製品価格の是正に取り組んだため、販売価格は上昇しました。その結果、売上高は42億2千5百万円となり、前年同期に比べて25.9%の増収となりました。



ファインパウダー及びその他炭素製品

ファインパウダーについては、需要は堅調でしたが、その他炭素製品については、加炭材等の発生が減少したことにより販売数量が減少しました。その結果、売上高は11億7千8百万円となり、前年同期に比べて8.1%の減収となりました。



(製品別売上高実績)

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度		前年度比増減	
	金 額 (百万円)	構成比 (%)	金 額 (百万円)	構成比 (%)	金 額 (百万円)	増減率 (%)
アルミニウム 製錬用カソード ブロック (S K - B)	9,506	25.1	13,228	37.6	3,721	39.1
人造黒鉛電極	23,791	62.7	16,504	47.0	△7,286	△30.6
特殊炭素製品	3,356	8.8	4,225	12.0	869	25.9
ファインパウダー及び その他炭素製品	1,281	3.4	1,178	3.4	△103	△8.1
合 計	37,935	100.0	35,136	100.0	△2,799	△7.4

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において、当社グループは、総額24億1千2百万円の設備投資を実施しました。その主なものは、当社京都工場生産設備の更新に伴うものであります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

世界経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経済活動が抑制され、急速に減速しております。日本経済も、世界経済と同様に経済活動が低迷しており、厳しい状況となっております。

このような経営環境の中、当社グループは、製品別ビジネス戦略の新展開、品質改革の更なる進展、原料調達の最適化、コストダウンの更なる進展、設備技術の深耕及び人・組織の最適化を次期の経営重点目標として、その達成を目指し全社一丸となって取り組んでまいります。そして、当社グループは企業の社会的責任を認識した上で、法令遵守を徹底いたします。また、環境負荷の低減、コーポレート・ガバナンスの充実にも積極的に努めてまいります。

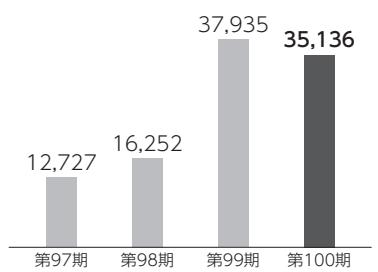
株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

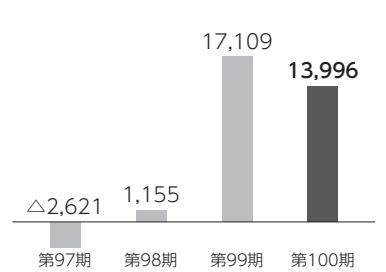
区 分	第 97 期	第 98 期	第 99 期	第100期(当連結会計年度)
	2016年4月1日から 2017年3月31日まで	2017年4月1日から 2018年3月31日まで	2018年4月1日から 2019年3月31日まで	2019年4月1日から 2020年3月31日まで
売 上 高(百万円)	12,727	16,252	37,935	35,136
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	△2,621	1,155	17,109	13,996
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	△3,234	2,004	11,838	9,635
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	△78円80銭	488円38銭	2,901円48銭	2,370円04銭
総 資 産(百万円)	35,482	36,980	57,092	59,763
純 資 産(百万円)	30,173	32,279	42,817	50,185
1株当たり純資産額	734円92銭	7,863円76銭	10,529円08銭	12,342円04銭

- (注) 1. 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第99期の期首から適用しており、第98期の総資産は当該会計基準を遡って適用した後の数値を記載しております。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しています。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式を控除した株式数によっています。
3. 当社は、2017年10月1日付で株式併合（10株を1株に併合）しております。これに伴い、第98期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

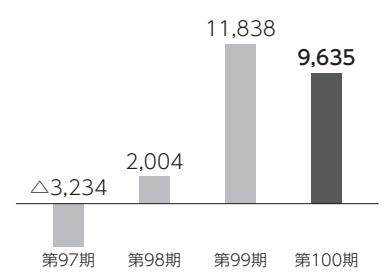
■ 連結売上高 (単位：百万円)



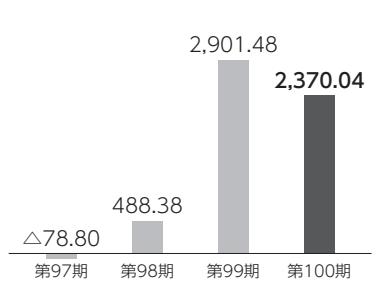
■ 経常利益 (単位：百万円)



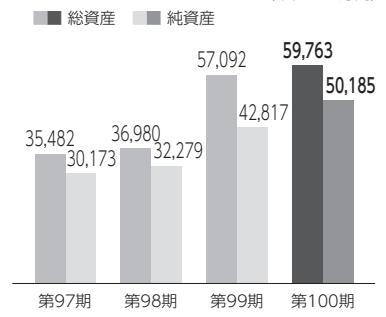
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



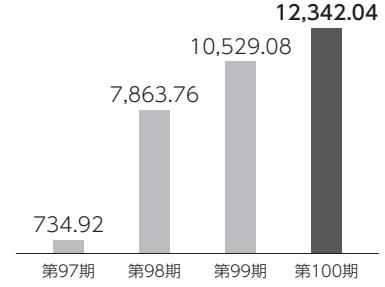
■ 1株当たり当期純利益 (単位：円)



■ 総資産／純資産 (単位：百万円)



■ 1株当たり純資産額 (単位：円)



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	事 業 の 内 容	資 本 金	当社の出資比率
東邦カーボン株式会社	炭素製品の販売	40 百万円	97.4 %

(注) 1. 当社の連結子会社は、上記の1社であります。当連結会計年度の同社の売上高は、15億4千5百万円（前年同期比0.1%減）、経常利益は7千6百万円（前年同期比31.5%増）、当期純利益は4千9百万円（前年同期比34.9%増）であります。

2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社は、炭素製品の総合メーカーとして、アルミニウム製錬用カソードブロック(SK-B)や電気炉製鋼用人造黒鉛電極の製造、販売を中心に各種炭素製品の製造、販売を主な事業としております。

その主要取扱製品は、次のとおりであります。

- アルミニウム製錬用カソードブロック(SK-B)
- 人造黒鉛電極
- 特殊炭素製品
- ファインパウダー及びその他炭素製品

(8) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	兵 庫 県 尼 崎 市	東 京 事 務 所	東 京 都 中 央 区
京 都 工 場	京 都 府 福 知 山 市	名 古 屋 営 業 所	愛 知 県 名 古 屋 市
岡 山 工 場	岡 山 県 岡 山 市	東 邦 カ ー ボ ン 株 式 会 社	兵 庫 県 尼 崎 市

(9) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
257名	2名増

(注) 上記従業員数には、正規従業員数を記載しております。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
252名	2名増	42.6歳	19.0年

(注) 上記従業員数には、正規従業員数を記載しております。

第2 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 15,570,800株
- (2) 発行済株式の総数 4,138,868株 (自己株式73,341株が含まれています。)
- (3) 株主数 2,803名 (前期末比134名増)

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
大 谷 製 鉄 株 式 会 社	796 千株	19.58 %
三 菱 商 事 株 式 会 社	392	9.65
住 友 商 事 株 式 会 社	223	5.50
公益財団法人大谷教育文化振興財団	155	3.83
大 同 生 命 保 険 株 式 会 社	129	3.18
大 谷 民 明	120	2.95
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	106	2.62
大 谷 智 代	100	2.46
コ ー ソ 運 輸 工 業 株 式 会 社	98	2.43
大 和 工 業 株 式 会 社	95	2.35

(注) 持株比率は自己株式 (73,341株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

第3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	大 谷 民 明	大谷製鉄株式会社代表取締役社長 内藤証券株式会社社外取締役
代表取締役社長	中 島 耕	
取 締 役	大 谷 壽 一	
常 勤 監 査 役	井 上 雅 文	
監 査 役	岡 和 彦	
監 査 役	早 崎 寛	

- (注) 1. 大谷壽一氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 岡和彦氏及び早崎寛氏は、社外監査役であり、両氏につきましては株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 井上雅文氏は、2019年6月27日開催の第99回定時株主総会で新たに監査役に選任され、就任いたしました。
4. 佐近啓一氏及び橘博氏は、2019年6月27日開催の第99回定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任いたしました。
5. 徳田正秀氏は、2019年6月27日開催の第99回定時株主総会終結の時をもって任期満了により監査役を退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	95百万円 (6百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	24百万円 (9百万円)

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役大谷壽一氏は大谷製鉄株式会社の代表取締役社長を務めております。同社は当社発行済株式の総数（自己株式を除く）の19.58%を保有し、当社は同社に対して主要製品である人造黒鉛電極を販売しております。当社製品全体の販売に占める同社の割合は約2%と僅かでありますので、同氏は当社経営陣からの独立性を有していると判断しております。また、同氏は内藤証券株式会社の社外取締役であります。当社と同社との間には取引関係はありません。なお、同氏は当社代表取締役会長大谷民明氏の三親等の親族であります。

② 社外役員の主な活動内容

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	大谷 壽一	当該事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者としての見地から意見を述べております。
社外監査役	岡 和彦	当該事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会12回のすべてに出席し、弁護士としての経験より当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
	早崎 寛	当該事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会12回のすべてに出席し、その幅広い見地から当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任について、当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結できる旨を定めております。

この定款規定に基づき、社外取締役大谷壽一氏、社外監査役岡和彦氏及び早崎寛氏との間に法令が規定する額に損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

第4 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への永続的かつ安定的な利益還元を経営の最重要課題と考えており、剰余金の配当については、各事業年度の業績を勘案し、企業体質強化のための投資等に必要な内部留保を確保しつつ、できる限り安定的に実施していくことを基本方針としております。

当期末の配当金は、この基本方針と当期の経営環境等を総合的に勘案し、2020年5月14日開催の取締役会決議により1株当たり150円とさせていただきました。

(注) 本事業報告に記載しております金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

2020年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	43,847	流動負債	7,792
現金及び預金	16,300	買掛金	4,018
受取手形及び売掛金	8,591	リース債務	15
商品及び製品	2,475	未払費用	418
仕掛品	12,989	未払法人税等	1,687
原材料及び貯蔵品	3,301	未払消費税	4
その他	207	賞与引当金	355
貸倒引当金	△19	設備関係未払金	797
		その他	494
固定資産	15,916	固定負債	1,786
有形固定資産	9,834	リース債務	29
建物及び構築物	4,383	長期未払金	31
機械装置及び運搬具	3,511	繰延税金負債	772
工具、器具及び備品	101	環境対策引当金	77
土地	1,261	退職給付に係る負債	875
リース資産	34	負債合計	9,578
建設仮勘定	542	(純資産の部)	
無形固定資産	51	株主資本	47,761
投資その他の資産	6,030	資本金	5,913
投資有価証券	5,915	資本剰余金	5,247
その他	124	利益剰余金	37,284
貸倒引当金	△8	自己株式	△684
		その他の包括利益累計額	2,415
		その他有価証券評価差額金	2,487
		退職給付に係る調整累計額	△71
		非支配株主持分	8
資産合計	59,763	純資産合計	50,185
		負債純資産合計	59,763

連結損益計算書

自 2019年4月1日 至 2020年3月31日

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		35,136
売 上 原 価		17,986
売 上 総 利 益		17,149
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,326
営 業 利 益		13,823
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	10	
受 取 配 当 金	247	
雑 収 入	77	335
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1	
雑 支 出	161	162
経 常 利 益		13,996
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	101	101
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	235	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	166	402
税金等調整前当期純利益		13,695
法人税、住民税及び事業税	3,908	
法人税等調整額	150	4,058
当 期 純 利 益		9,637
非支配株主に帰属する当期純利益		1
親会社株主に帰属する当期純利益		9,635

計算書類

貸借対照表 2020年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	43,354	流動負債	7,634
現金及び預金	15,932	買掛金	3,886
受取手形	489	リース負債	15
売掛金	7,975	未払金	451
商品及び製品	2,474	未払費用	415
仕掛品	12,989	未払法人税等	1,672
原材料及び貯蔵品	3,301	賞与引当金	354
その他の金	208	設備関係未払金	797
貸倒引当金	△16	その他	42
固定資産	15,930	固定負債	1,711
有形固定資産	9,834	リース負債	29
建物	3,757	長期未払金	31
構築物	626	繰延税金負債	777
機械及び装置	3,507	退職給付引当金	796
車両運搬具	4	環境対策引当金	77
工具、器具及び備品	101	負債合計	9,346
土地	1,261	(純資産の部)	
リース資産	34	株主資本	47,451
建設仮勘定	542	資本金	5,913
無形固定資産	50	資本剰余金	5,247
施設利用権	2	資本準備金	4,705
ソフトウェア	43	その他資本剰余金	541
リース資産	5	利益剰余金	36,975
ソフトウェア仮勘定	0	利益準備金	762
投資その他の資産	6,045	その他利益剰余金	36,212
投資有価証券	5,875	固定資産圧縮積立金	28
関係会社株式	53	別途積立金	6,600
その他の金	124	繰越利益剰余金	29,584
貸倒引当金	△8	自己株式	△684
		評価・換算差額等	2,487
		その他有価証券評価差額金	2,487
資産合計	59,285	純資産合計	49,939
		負債純資産合計	59,285

損益計算書 自 2019年4月1日 至 2020年3月31日

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		34,225
売 上 原 価		17,215
売 上 総 利 益		17,009
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,262
営 業 利 益		13,746
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	10	
受 取 配 当 金	255	
雑 収 入	78	344
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1	
雑 支 出	161	162
経 常 利 益		13,928
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	101	101
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	235	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	166	402
税 引 前 当 期 純 利 益		13,627
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,882	
法 人 税 等 調 整 額	150	4,032
当 期 純 利 益		9,595

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

S E Cカーボン株式会社

2020年5月12日

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊東昌一	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福岡宏之	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、S E Cカーボン株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S E Cカーボン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

S E Cカーボン株式会社
取締役会 御中

2020年5月12日

有限責任監査法人トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊東昌一	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福岡宏之	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、S E Cカーボン株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な会議の議事録及び決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月14日

S E Cカーボン株式会社 監査役会

常勤監査役 井 上 雅 文 ㊟

社外監査役 岡 和 彦 ㊟

社外監査役 早 崎 寛 ㊟

以 上

ご参考

■ 会社概要 (2020年3月31日現在)

商号	SECカーボン株式会社
設立	1934年10月23日
資本金	5,913,872,864円
発行済株式総数	4,138,868株
主要製品	アルミニウム製錬用カソードブロック (SK-B) 人造黒鉛電極 特殊炭素製品 ファインパウダー及びその他炭素製品
ホームページ	http://sec-carbon.com/

■ 役員 (2020年6月25日現在)

代表取締役会長	大谷 民明
代表取締役社長	中島 耕
社外取締役	大谷 壽一
常勤監査役	井上 雅文
社外監査役	岡 和彦
社外監査役	早崎 寛

(注) 大谷壽一氏、岡 和彦氏及び早崎 寛氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

■ 株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月開催
基準日	定時株主総会 3月31日 剰余金の配当 期末 3月31日 中間 9月30日
単元株式数	100株
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 ☎0120-094-777 (通話料無料)
公告方法	電子公告によります。ただし、やむを得ない場合は日本経済新聞に掲載します。 公告掲載の当社ホームページアドレス http://sec-carbon.com/
証券コード	5304

■ 事業所

本社	〒661-0976 兵庫県尼崎市潮江一丁目2番6号 尼崎フロントビル6階 TEL (06) 6491-8600
東京事務所	〒103-0027 東京都中央区日本橋二丁目15番3号 ヒューリック江戸橋ビル7階 TEL (03) 3279-0700
名古屋営業所	〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内一丁目17番19号 キリックス丸の内ビル8階 TEL (052) 231-5765
京都工場	〒620-0853 京都府福知山市長田野町三丁目26番地 TEL (0773) 27-2411
岡山工場	〒704-8147 岡山県岡山市東区正儀4700番地の2 TEL (086) 946-1500



京都工場

■ 株式に関するお問い合わせ先

	証券会社等に口座をお持ちの場合	証券会社に口座をお持ちでない場合 (特別口座の場合)
郵便物送付先		〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
お電話 お問い合わせ先	お取引の証券会社等になります。	☎0120-094-777 (平日9:00~17:00) (通話料無料)
各種手続き (住所変更、株主配当金受取り方法の変更等)		インターネットホームページ https://www.tr.mufg.jp/daikou/
未払配当金のお支払	株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社	



<http://www.sec-carbon.com>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。